平成２５年（フ）第３８号
三重県伊賀市上野車坂町680番地の51
破産者　松本　直美
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１５０５号
京都市右京区鳴滝桐ケ淵町30番地24、開始決定時の住所京都市右京区太秦御領田町14番地28
破産者　片山　孝和
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３１号
京都市山科区東野北井ノ上町６番地の６
破産者　吉田　　浩
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
高知市大津乙472番地１ハイツサンヴァリエ101号室、開始決定時の住所高知市東久万87番地12
破産者　中村　孝道
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１５号
高知市大津乙472番地１ハイツサンヴァリエ101号室、開始決定時の住所高知市東久万87番地12
破産者　中村　眞子
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１３６５号
名古屋市中川区かの里２丁目701番地　県営包里住宅３棟503号
破産者　大塚　一郎
1　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
2　一般調査期日　平成26年９月９日午後１時45分
平成26年６月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２８号
愛知県名古屋市北区西味鋺１丁目927番地　パビリオン庄内２－Ｂ号、開始決定時の住所愛知県日進市浅田町上ノ山60番地５　ジーオー赤池東1001
破産者　宮松　　宏
1　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
2　一般調査期日　平成26年８月７日午後２時20分
平成26年６月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町43番地の95　町営住宅４号202
破産者　前田　政明
1　破産債権の届出期間　平成26年７月17日まで
2　一般調査期日　平成26年８月21日午前11時
平成26年６月12日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第７号
京都府福知山市夜久野町額田小字向島117番地12、破産手続開始決定時の住所京都府福知山市かしの木台５丁目68番地の２
破産者　大重　秀一
1　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
2　一般調査期日　平成26年９月18日午前10時
平成26年６月12日
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
北海道帯広市東８条南19丁目７番地７
破産者　川端　一夫
1　破産債権の届出期間　平成26年８月14日まで
2　一般調査期日　平成26年９月11日午後１時40分
平成26年６月12日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産管財人追加選任

平成２４年（フ）第２２号
兵庫県芦屋市浜町９番17号
破産者　清水多加志
上記の者に対する破産事件につき、次の者を破産管財人を選任した。
1　弁護士　吉村　　弦
2　本件に付き、各管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことを許可する。
平成26年６月５日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３号
兵庫県芦屋市浜町９番17号
破産者　清水加代子
上記の者に対する破産事件につき、次の者を破産管財人を選任した。
1　弁護士　吉村　　弦
2　本件に付き、各管財人がそれぞれ単独にその職務を行うことを許可する。
平成26年６月５日
神戸地方裁判所第３民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第１１５号
山口市鋳銭司5854番地の１
破産者　株式会社西建
異議申述期間　平成26年８月６日まで
平成26年６月11日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２７２９号
東京都新宿区岩戸町20―１サンクタス神楽坂1304号室、住民票上の住所新潟県新潟市東区柳ヶ丘13―15
破産者　西川　　学
免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
平成26年６月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７３０号
東京都港区高輪２丁目１―11―615
破産者　高野　　融
免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
平成26年６月12日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２６年（ラ）第４６１号（原審大阪地方裁判所堺支部平成２３年（フ）第１６２４号）
愛知県犬山市大字橋爪字末友９番地、開始決定時の住所大阪市中央区島之内２丁目９番２号第二岩見マンション206号室
抗告人（破産者）　黒瀬　直彦
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人について免責を許可する。
大阪高等裁判所第11民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１２号
京都府宇治市槇島町十一５番地の４
清算株式会社　株式会社アクト・グローバル
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

平成２６年（ヒ）第１００３号
福岡市中央区大手門１丁目１番12号大手門パインビル７階
清算株式会社　河内物産株式会社
代表清算人　永原　　豪
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部